

【市制100周年記念】食のギフト等新規創出事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

【市制100周年記念】食のギフト等新規創出事業業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下「甲」という。）が行う 【市制100周年記念】食のギフト等新規創出事業業務委託に当たり、受託者（以下「乙」という。）が守らなければならない業務に関する一般事項を示すものである。

3 事業の目的

令和3年1月に市制100周年を迎えたことを記念し、本市を代表する新たな食のギフト等を創出・育成することを目的とする。

また、本事業は、千葉市内に主たる事業所等を置く食関連事業者との協働により実施することとし、本事業を通じて、市内食関連産業の更なる振興を目指すものである。

4 履行場所

千葉市内

5 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。なお、納期内であっても、業務委託のうち完成したものについては、甲は乙に提出を求めることができる。

6 委託業務の内容

【食のギフト等新規創出事業の概要】

市制100周年記念事業の一環として、本市を代表する新たな食のギフト等の提案・開発するとともに、開発した商品（以下、「新商品」という）の販売までを一貫して実施する。

これは、対象購買層及びそのニーズ・価格設定などの事前調査のもと、千葉市内に主たる事業所等を置く食関連事業者（以下、「連携食関連事業者」という。）との協働により新商品開発を行い、ターゲット層に効果的に販売（テスト販売）する。

※ 本事業で開発する「ギフト等」とは、食に関わるものであれば、モノに限らずサービスも含めて、広く捉えてください。

【具体的業務】

(1) 市制100周年を記念した新たな食のギフト等商品開発

ア 千葉市を代表する新たな食のギフト等商品開発のための企画立案

イ 事前マーケティング調査

ウ 連携食関連事業者との協働による新商品の開発

(2) 新商品の流通支援

ア 新商品の市場での流通促進につなげるための販売（含むテスト販売）

イ 広告媒体等を活用した周知・広報、商品紹介パンフレット等のPRツールの作成

<留意事項>

- ・新商品の発表は、令和3年12月末までに実施すること。
- ・新商品を紹介するパンフレットの作成や、広報媒体を活用するなど、購買対象者層に効果的に周知・広報すること。
- ・新商品に係る権利は、市に帰属するものとする。

(3) 実施報告書の作成と報告

実施報告書については、本事業の実施内容について取りまとめるとともに、新商品の販売結果等の分析や今後の販路開拓の展望について考察すること。

(4) その他、本事業に関する一切の業務

上記事項に係るすべての費用については、委託費に含むものとする。

7 成果物及び納入場所

(1) 成果品

ア 【市制100周年記念】食のギフト等新規創出事業委託業務 実施報告書（1部）

イ アのマイクロソフトワードファイル等及びPDFの電子データ（一式）

(2) 納入場所

千葉市役所農政課

8 想定スケジュール

令和3年 6月 委託事業者選定

7月 契約締結・事業開始

商品開発のための企画立案、事前マーケティング調査、新商品開発

～12月 新商品発表

～令和4年3月 実施報告書提出

9 その他

(1) 乙は本業務委託実施に当たり、随時甲と協議を行い、意思疎通を図るとともに、指示及び監督を受けなければならない。

(2) 乙は本業務委託の遂行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事

項及び仕様書に明記していない事項については、前もって甲乙協議の上、甲の指示に従わなければならない。

- (3) 成果品及び資料はすべて甲に帰属し、乙が公表することは認めない。
- (4) 乙が本業務委託の遂行に当たり知り得た、委託者、事業者等の情報と個人情報の取扱いについて十分注意し、本業務委託終了後も、他へ開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。
- (5) 乙が本業務委託の遂行に関連し第三者へ損害が発生した場合、その損害が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、乙の責任においてその損害を賠償すること。
- (6) 本業務委託に関連して得た各種個人情報については、千葉県個人情報保護条例（平成17年千葉県条例第5号。以下「条例」という。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱い・管理を行うこと。またそれらの個人情報の漏えいにより生じた損害については、すべて乙の責任において処理すること。
- (7) 乙は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、契約締結前に甲に再委託承諾願を提出し、甲の承諾を得られれば業務の一部を委託することができる。